

環境影響評価法と生活者の視点から の環境アセスメントの課題

槇 村 久 子

1. はじめに 一生活者とは何か
2. 「環境影響評価法」の施行と改正点
 - (1) 「環境影響評価法」のポイント
 - (2) 各自治体での環境影響評価条例の制定の動き
3. アセスメント制度で取り扱う範囲の限界と課題
 - (1) 事業経営の継続的・経済的保障の可能性はアセスメント外
 - (2) 本来の開発目的が申請と異なる場合
 - (3) 個別評価の集積は総合評価になるのか
 - (4) 数値で表しにくい項目の評価をどうするか
 - (5) 開発計画の前提となる条件の変更の可能性
 - (6) 「関係地域住民」の範囲と住民参加の方法論の問題
4. まとめ

1. はじめに一生活者とは何か

日常生活者である第一の人は地域の人である。「地域の人」とはどんな人かというと、環境の中で物事の因果関係を、歴史の中や、自分史の中で知っている人、ともいえる。毎日の生活、子どもの頃の遊びのなかで因果関係を体得しているのである。環境の変化によく気がつくということは、地域のさまざまな場で関係性を自らつくり、コミュニケーションできる人ともいえる。

ではなぜ、環境の変化に気がつくのだろうか。「日常生活は私という生活者が、さまざまな欲求充足を起点として持続的、反復的に営んでいる事柄の連続であり、また営みの総称である」。「生活のなかで何が大事な意味を持っているのか」という判断と判断する枠組みは、行動の根拠を与え関心のあり方や資源の評価、使い方、生活関係の持ち

方、時間空間の秩序などにも作用する」。私たちは自分の生活のケジメやルールに従って、無数の情報の中から選びとっている。つまり、私たちがどのように生きたいか、どのような生活を望むのかが、私たちのこれから環境を決めていくことになる¹⁾。

生活者にとって身近なところに起きる環境の変化に対してどのように自ら関わり、意志決定のプロセスにかかわり、選択できるのか、「環境影響評価法」の施行を生活者の視点から検証し、アセスメントの課題を抽出する。

2. 「環境影響評価法」の施行と改正点

- (1) 「環境影響評価法」のポイント^{2) 3) 4)}

1997年6月13日、「環境影響評価法」が公布され、これにより日本はようやく環境アセスメント

に関する一般法を持つことになった。これまで1984年の閣議決定による「環境影響評価実施要綱」に基づいて、個別法や各省庁の行政指導されてきた。各自治体では国の要綱の他に、独自の条例や要綱を作り、環境影響評価、つまり環境アセスメント（以下アセスと呼ぶ）を実施している。この新制度は、「従来の日本のアセスメントを抜本的に改めたもの」といわれる。アセス法のポイントは次のとおりである。

・手続き面

アセス法の手続きは、図1の流れである。従来の準備書と評価書だけから構成されていたアセスの手続きに、事前手続きである方法書の手続き（いわゆるスコーピング）が加えられたこと、また事後のモニタリング等のフォローアップがアセスの手続きの中に位置づけられたことである。

・内容面

アセスの内容面での変化は法律より内容についてのガイドラインである環境庁長官が定める基本的事項からわかる。主なポイントは次の点である⁵⁾。

① 第二種事業についての判断基準の原則を提示していること

② アセスの対象を環境基本法の環境に拡大し、これにより生態系の多様性や身近な自然、温室効果ガスなどもアセスの対象になること、

③ 個別の事業毎にスコーピングにより柔軟でメリハリの効いた項目・手法の選択を行うこと、

④ 環境基準クリア型の評価を改め、環境への影響をできる限り回避・低減しているかどうかの観点から評価する、また複数案の比較検討やよりよい技術の導入などを提言していること、

⑤ 情報の出典、予測の前提条件、事後調査の結果等を公表するなど情報の公開を志向していること、である。

(2) 各自治体での環境影響評価条例の制定の動き

国の「環境影響評価法」の制定を受けて、都道府県、政令市ではこれまでの環境影響評価要綱を見直し、「環境影響評価条例」を制定している。（図2）兵庫県は平成9年3月⁶⁾、大阪府平成10年3月⁷⁾、大阪市平成10年4月⁸⁾、滋賀県平成10年12月⁹⁾、奈良県平成10年12月¹⁰⁾、などである。事前アセスメント的な要素、事後アセスメントの取り扱いや、関係地域住民の範囲の取り方など、

小さいながらも特色がある。これからは条例に基づいて提出されるものが増えてくる。そのときに改正点がどのように以前と変わったかを調べてみなければならない。

3. アセスメント制度で取り扱う範囲の限界と課題

(1) 事業経営の継続的・経済的保障の可能性はアセスでは範囲外

① 工事や事業が途中で中止された場合

アセスでは環境影響評価項目の中に事業の経営上の継続性、また経済的保障の評価は入っていない。ある事業がすべてのアセスの項目をクリアして、実際に開発に着手し、順調に開発事業が完成するか、また施設が完成した後、経営上継続していくかの判断ができない。

ある計画は全体面積約180㌶の山林に生産と交流の複合施設の建設が予定されている。残地森林は30%あるが、その切土量と残土搬出は膨大な量である。もし着工後、経営計画が破綻すれば、丘陵地は削り取られただけで放置されてしまう結果となる。特に防災上の危険が予測される。その改变されてしまった土地の環境は誰が修復するのか。誰が責任を負うのか。事業の経営計画の評価も必要である。

② 事業による効果と税負担の問題

環境影響評価についての判断は都道府県が行うとしたら、もし工事や事業が途中で中止された場合、特に防災上、景観上、生態上等の見地から修復が必要な場合、また著しい危険がなくとも心理的に破壊されてしまった現況に不快が大きい場合（たとえば、大規模な景観破壊や身近な自然の喪失）、判断した事業の許認可権者である国や自治体に修復の要望が住民から出されるかもしれない。もし災害が起きたとしたら、早急に復旧作業を公共的に対応しなければならなくなるだろう。その場合、結局は市民が税という形で負担することになってしまふ。それが公共事業であったり、第三セクターとして自治体が出資している場合など、なおさら修復の責任が必要になる。

③ 事業が長期間にわたり開発の前提となる社会的条件が変わる場合

大規模な開発事業は10年以上の年月を経て順次開発していく。時代の経済状況の変化が激しい時

図1 環境影響評価法の手続の流れ

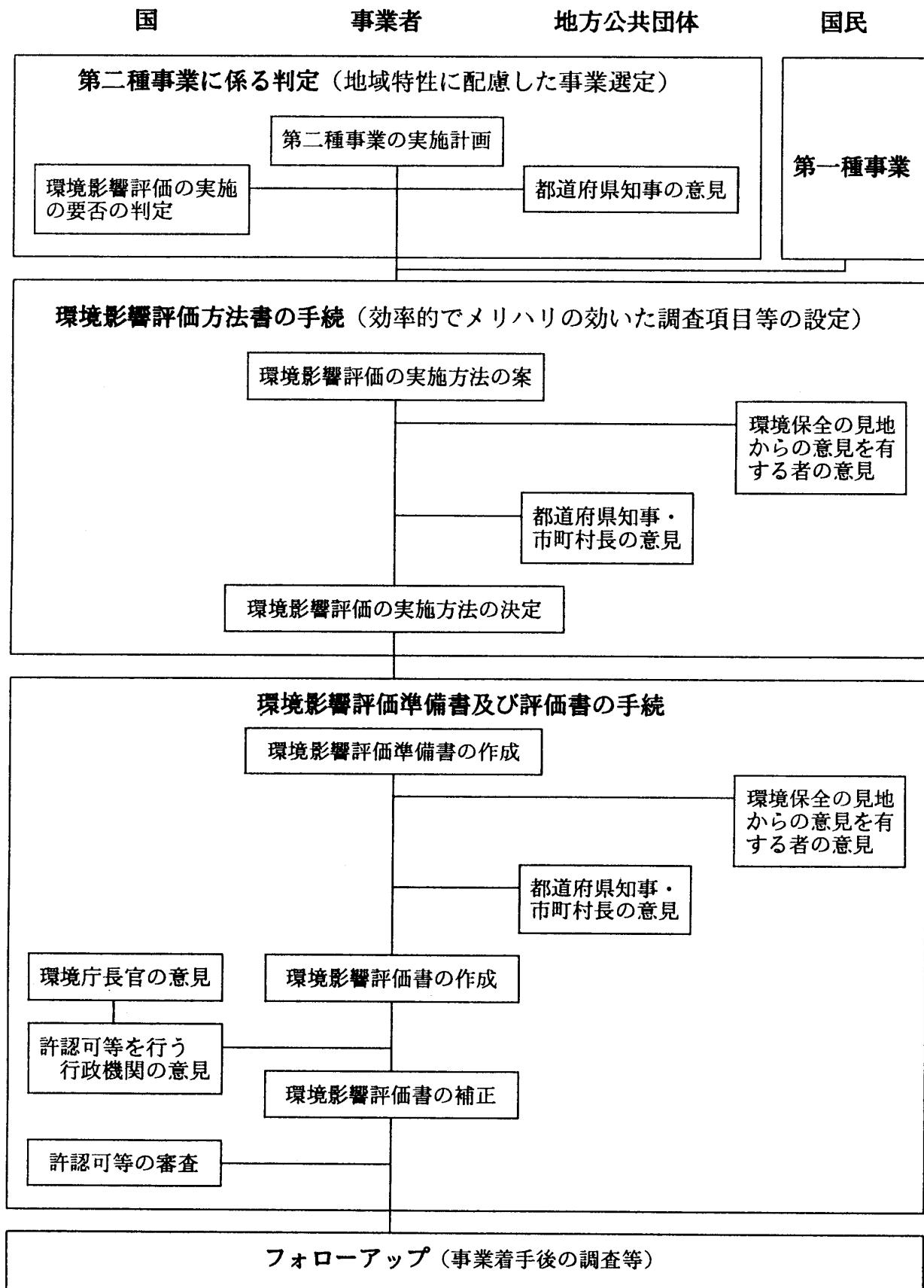


図2 都道府県の環境影響評価に関する手続の流れ

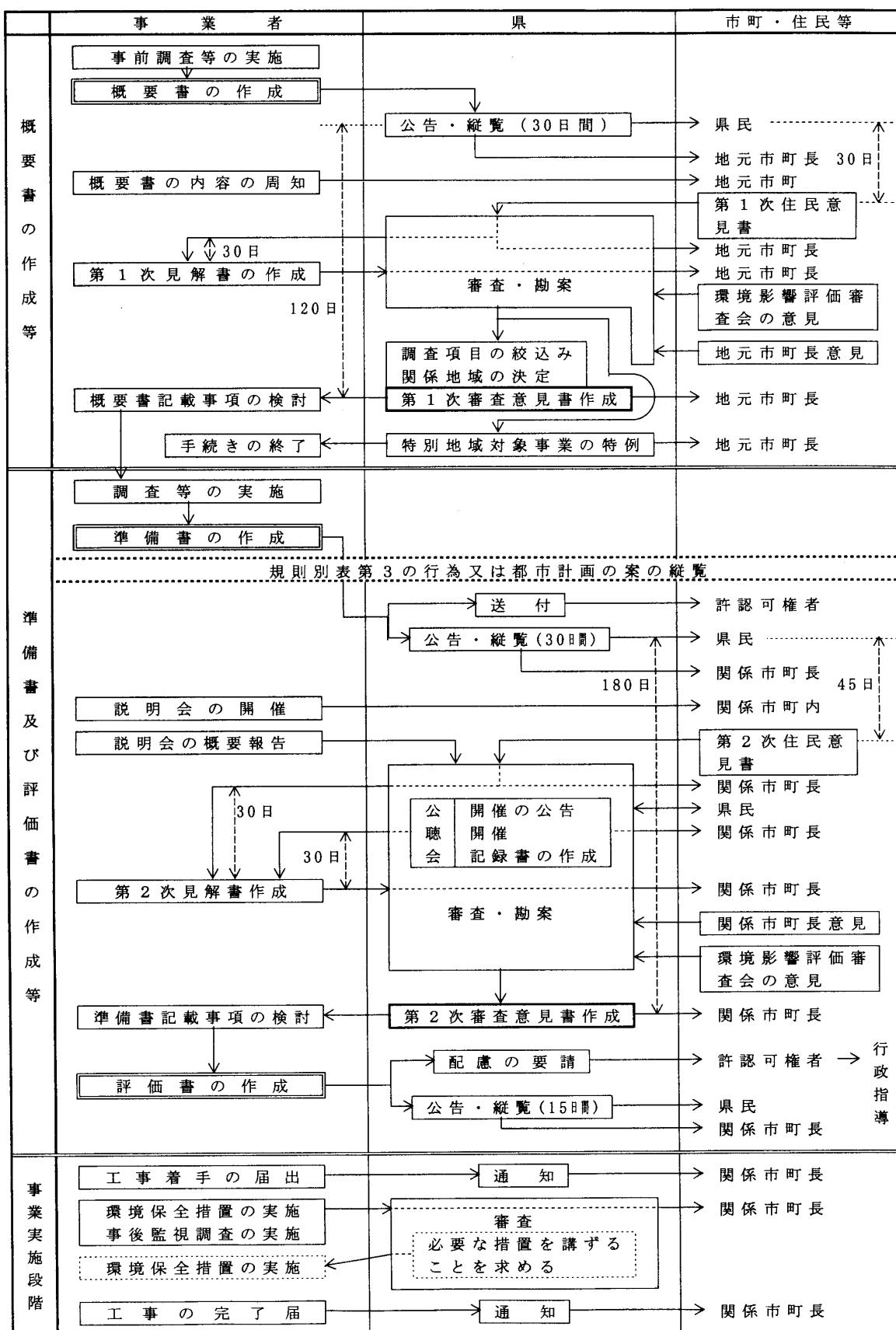
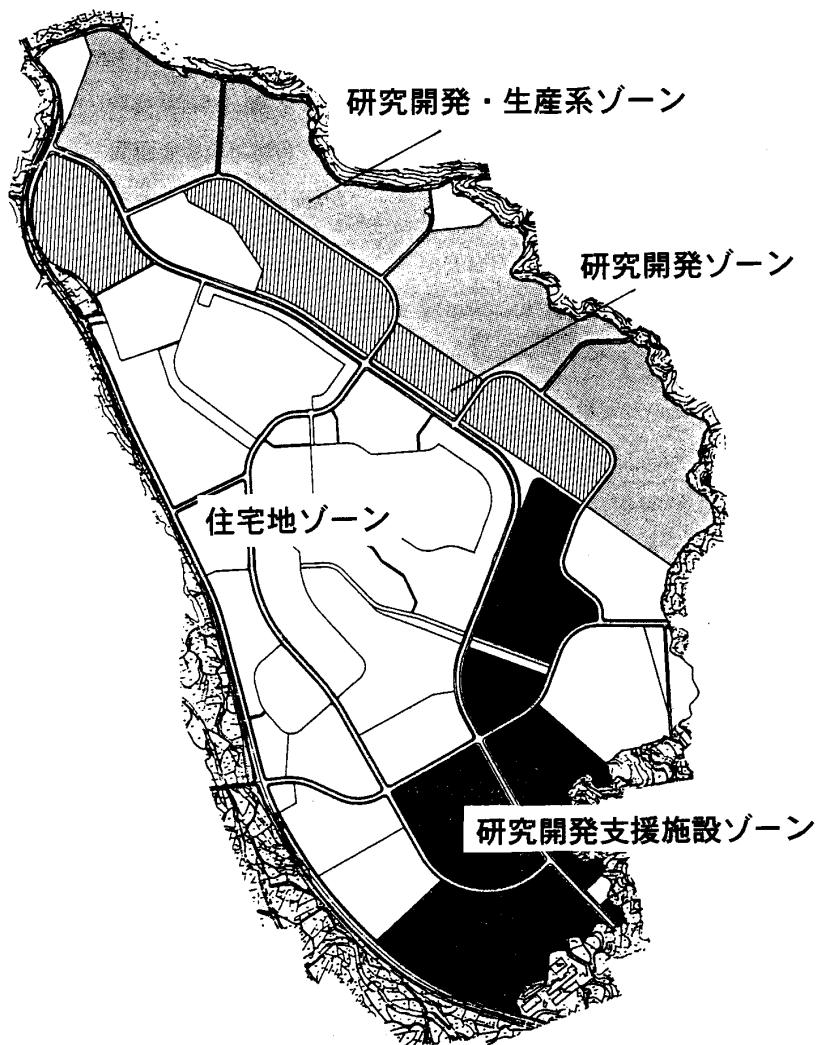


図3 誘致施設用地のゾーン区分計画図



に、当初計画していた事業内容が経営的に破綻の可能性が予測される場合がある。開発が長期間にわたり事業の前提条件としていた社会的・経済的条件が変化した場合、ある時点での影響評価をもう一度やり直す必要がある。また、はじめから開発規模の縮小と開発の時系列を組み込んで、評価する必要がある。

たとえば、ある丘陵地に約200haの規模で研究開発・生産機能、居住機能と居住者と研究者の支援機能の3つの機能をもった複合型開発の土地整理事業がある。大規模住宅開発では近年研究開発・生産機能を備えた複合型がよく見られる。しかし、バブル経済がはじけた後、民間企業による研究開発施設の新設はむつかしく、誘致できな

い可能性が高い。ここでは研究開発・生産施設の面積は全体の45%である。ところが企業への販売を期待して広大な土地を造成してしまったらどうなるのだろうか。土地が有効利用されないまま自然環境は失われるだけになる。

そのため、事業の前提となっている社会的条件の判断や事業の経営的評価を入れる必要がある。地盤の造成は一時期にすると盛り土・切り土の有効利用ができる。しかし販売の可能性のある住宅地だけを造成して、住宅地周辺の約半分の面積を占める研究開発施設用地を開発しない方法も可能でなければならない。(図3) または、研究施設開発の予定用地として暫定的に公園的利用ができるように土地利用計画をアセスの中で提言できる

仕組みができないだろうか。

つまり、開発の規模縮小と開発の時期を時系列を組み込んで評価する必要がある。また、先に述べたように、事業計画が長期間にわたる場合、アセスを何年か時間経過後に事業途中で再評価する必要がある。

(2) 本来の開発目的が申請と異なる場合

アセスにかける申請の開発目的と本来的な開発目的が異なると考えられる場合、アセスはどう対応するのだろうか。

たとえば、事業計画では目的が地域振興のための大規模施設建設であるが、実際は土砂採取が目的と考えられる場合等がある。本来なら切り土と盛り土の量を調整し、なるだけ残土の搬出を少なくする。しかし膨大な量の切り土のほとんどを搬出する計画の場合、土砂の採取が本来的な計画の目的で、施設建設はその跡地利用計画にすぎない。土砂採取だけに終わり、継続して施設建設が実行されない場合もあり得る。このような事態が予測される場合、アセスをどのように判断するのか。地域の住民にとって不安があるだけでなく、大規模な丘陵地の土砂の採取は景観上大きなマイナスになり、広範囲な人々に影響を与える。

(3) 個別評価の集積は、総合評価になるのか

① 環境基準クリア型は脱せられるか

アセスでは、多くの場合「現在の環境基準以下であれば許容範囲」「環境基準を上回らないこと」という考え方で準備書が作成されている。しかし、負荷はなるだけ少ない方がいいに違いはない。たとえばゴルフ場建設による水質への影響の場合、生活者にとって基準以下だと言われても不安が残る。ある自治体では平均が18ホール当たり1100kgでありそれ以下であれば農薬の使用量は少ないと考えているが、生活者からみれば途方もなく大きな量に思える。

ある環境影響評価準備書に対する意見書には、「水質について、共用後の農薬散布による影響について環境影響評価の中でもフェニトロチオンが排出基準を上回る可能性が指摘されており、これが最大の問題である。農薬使用量の削減等の努力によって環境保全基準の達成努力がうたわれているが、この問題は環境基準達成ですむことではなく、これから基準そのものも厳しくなるであろうし、測定可能な短期的影響評価のみで終わらせる

ことはできない。長期的影響を考えれば、安曇川水系にとどまらず琵琶湖の水質にも影響するといわなければならない。現に奇形魚の出現もあり、憂える状況である。また川の伏流水を考えれば、地下水への影響も必定である。これらの影響を考えれば、農薬による芝管理はやめるべきで、現に比良ゴルフ場では、極少量の農薬で管理されている。やむなく使用する場合は、農薬の種類、濃度、地域の限定等、関係者と合意の上、地図等で明確にし文書による協定が必要である」と述べられている。

しかもゴルフ場が一ヵ所だけではなく、周辺に何か所もあるなら、また単年度だけでなく蓄積していくとすれば環境基準以下だけではクリアすると考えるのは問題である。また水質の場合、下流域と上流域では上流域の使用量増加による影響の差異は大きい。

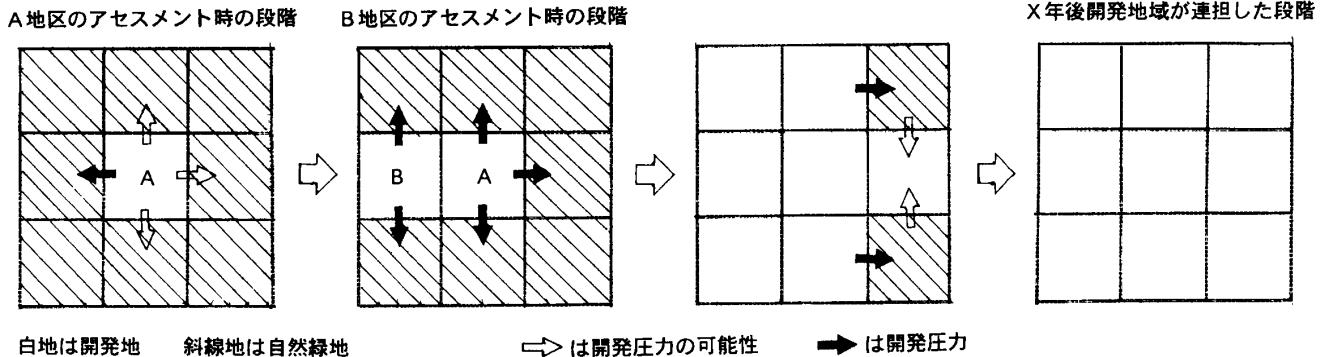
② 時系列や累積概念の欠落

現在のアセスは個別事業にかかるだけで、時系列による変化の概念や累積概念が入っていない。A地区とB地区、C地区の開発が予定されているとする。しかしアセスにかかるのはA地区だけであり、周辺に緑地が充分残されていると判断されても、時間をずらせてみれば隣接の地区も開発されれば、緑地や景観、また動植物への影響は大きく変わる。

たとえば、事業予定地に隣接するm地区では住宅開発が進んでおり、また予定地の南東方向3キロのK地区では駅前土地区画整理事業が、また南方向に位置する地区では住宅開発が進んでおり、近接地でも住宅開発が計画されている。200箇の広大な面積の開発の影響はもちろん、その他の既存開発地域もそれぞれ約200箇の面積であり、さらに今後事業が予定されている地区も約100箇である。個別のアセスではそのアセスがされた時点の段階ではクリアされていても、次々と個別事業が続いているば広大な面積となり、当初のアセスでの状況とは大きく変わってくる。(図4)

また、開発面積の累積だけではない。たとえば道路の建設でも、その道路ができるによる交通量に対して大気汚染が発生する。その道路建設事業のアセスはクリアしても、もし同じ地区に多くの道路が交差したり、高架で2層、3層に道路が建設されれば、一つの道路が環境基準をクリア

図4 アセスメント時と時間変化による開発の累積変化



していても環境負荷の絶対量は大きくなる。

そこに生活している人間は計測数値を出さなくとも、実感で知っている。環境基準をクリアするだけの現在のアセスから、総量規制の考え方を取り入れる必要がある。

結局、アセスの個別評価がそれぞれの基準をクリアすれば全体がクリアされたことになる、という構造的な問題がある。

(4) 数値で表しにくい項目の評価をどうするか

① 景観の評価

評価項目に「景観」がある。地圏、水圏、気圏、生物圏、その他に「景観」と「文化財」を入れられている。地圏、水圏、気圏にかかる評価項目は数値で基準が示され判断しやすい。しかし、生物圏と景観、文化財は数値のような評価がしにくい。

景観の場合、計画施設が、いくつかの視点場から見えるか、見えないか、また周辺の建物や自然の中で目立つか、なじむかなどの論点があるだけで終わる。その自治体が景観条例を持っていなかったり、景観形成地区などの規制地区に入っていない場合はなおさら、慎重に議論がされない。ボリューム感、色彩や材質、形状によって景観は大きく変わる。

しかしあセスメントにおいて事業者は開発ができるかできないか、が重要なことであり、景観は感覚的なものに過ぎないと考えられているように見える。開発前と開発後のイメージ写真だけでは判断がつきにくい。景観においては、もし事業アセスでクリアできても、実施設計の段階で事業着手後の段階での評価が必要であろう。現状の近傍の建築が良くないから背景である山林を開発して

も景観を損ねることにはならないという準備書をみて驚いたことがある。数値の基準で表すことがむつかしく”感覚的にすぎない”だけに、重要な判断が必要である。特異な景観や観光地などでは景観が保全されることで、集客の人数や「景色が良い」という宿泊施設の立地上の価値が経済的にも計算することが可能である。しかし、地域の人々にとって日常美しい、心なごむような風景は、アセスメントの景観の評価で測ることはむつかしい。価値観まで評価する方法の開発が必要である。

② ミティゲーションの方法と評価

ミティゲーションは、環境問題では代償または緩和措置と呼ばれている。もともと鎮静、軽減、減刑という意味である。開発にあたって、自然的土地区域が何らかの消滅がある場合、なるべく生物への影響を少なくしようとする方法である。環境影響評価法では、環境基準をクリアしただけの証明の段階から、環境への影響をできる限り回避・低減しているかの評価を示すことになっている。

たとえば、ある高速道路が通ることで野鳥の生息地がなくなると考えられた。そこで、駐車場のサービスエリアの一角に、野鳥が来るように実の生る樹木や水飲み場を設けて、遮蔽された壁からバードウォッティングができるように設計されていた。これを事業者は「ビオトープ（生物生息空間）」と呼んでいる。しかし、乗降客がざわざわするサービスエリアの一角の小さなスペースに、人が考えたように野鳥が安心して来るだろうか。バードウォッティングができる壁の穴から見ると、隣の山の鳥がよく見える。道路の敷地内より、開発敷地の外側のどこかに代替えの鳥が来る整備をする方法が考えられる。

植物なども開発敷地内での移植や植林もされるが、生態学的には同じではない。同じ面積や本数だけ植林されるとても、年輪を重ねた樹林と苗木では全く異なる。

現在ミティゲーションと呼んでさまざまな方法が実行され始めている。種子を含んだ表土を切り土の法面に吹き付けて緑化したり、自然の海岸や湖岸を埋め立てる代わりに人口の干潟や石積みの護岸を作ったりする。また植物では多くの方法は、敷地内のどこかに置換するやり方である。しかしミティゲーションの考え方や評価が明確ではない。

アメリカのN E P A（国家環境政策法）の施行細則では、行為をしないことで影響を回避する「回避」、事業規模を縮小して影響を最少化する「縮小」、影響を受ける環境を修復、復元する「修復」、事業中の保護・維持活動により、継続的に影響を小さくする「維持」、代わりのもので置き換える「置換」の4つの手法があげられている。

これらの4つの手法からすれば、まだまだ多様な方法が考えられる。これまでに、日本でミティゲーションと呼んで実行されてきた方法や効果を検証していく必要がある。また、検証していくときに、個別分野の専門家からの評価だけでなく、トータルな存在として、生活者から評価に参加するシステムがいる。

(5) 開発計画の前提となる条件の変更の可能性

アセスでは、その開発計画の前提となる条件の変更の可能性を含んでいない。たとえばある市のゴミの焼却場の建設では、現在のゴミの排出量を規準にして、今後予測される増加量、つまり右上がりの直線を描いてそれに対応する焼却施設の規模から建設を求めている。しかし、ゴミの焼却は現在のライフスタイルやリサイクル制度の不備によるものであり、また一方ではゴミの減量化が市民に対して要求されている。ゴミの排出量を増やさないような、また減らすことを前提とした予測値のもとでは増設は必要がないかもしれない。

もし、大型の焼却炉であれば、ゴミが減量された段階では、終日稼働させるために“処理能力に見合う”ゴミの搬入を増やす必要さえ出て来かねない。市民が税として支払う炉の増設にかかる費用と環境への負荷の費用、それに対して市民のゴミの減量に払う生活改变への労力、この2つのバランスをいくつかの代替案として提示し、市民

が選べるようアセスの条件変更が可能なシステムが必要である。

アセスでは、その事業が行われる前提条件について審議する条件を備えていない。

(6) 「関係地域住民」の範囲と住民参加の方法論の問題

今回制定された「環境影響評価法」では、調査項目を決める方法書の段階でも住民は意見を述べることができる。しかし住民意見の取り扱われ方がこれまでと変わるものだろうか。また方法書と準備書に対して都道府県知事・市町村長は意見を述べることができる。しかし生活者の意見は、関係市町村の意見として出されるだろうか。また自治体が開発事業を行う場合、住民の意見と異なる場合がある。

① 「関係地域住民」では狭すぎる

住民は環境影響評価方法書と準備書に対して意見書を提出、公聴会で意見を述べることができる。その住民の範囲は、条例によって決められている。「関係市町村の区域内において住所を有する者及び利害関係人とする」と規定されている。利害関係人の範囲をどこまで認められるか、が問題である。

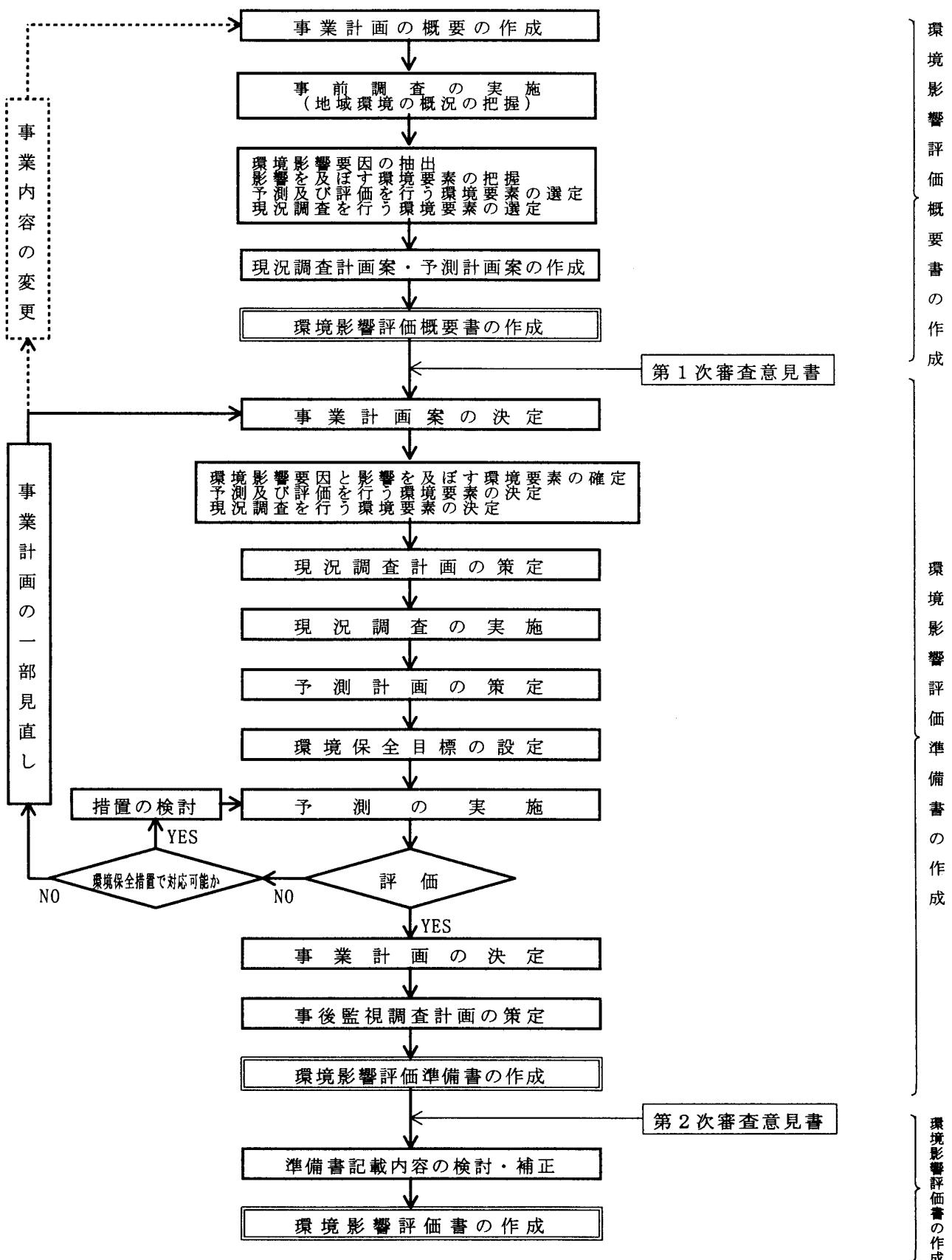
たとえばある市内にゴミの焼却場が建設されることになったとする。もちろん一般的には市の中心部に位置されることではなく、市の周辺地となると隣接市との境界の地になる。それが隣接の他府県の境界になれば、焼却場を建設することによる環境への影響は隣接府県の市民にも大きな影響を与える。それは上流域と下流域でも当てはまる。河川、あるいは地下水によって上流域に変化が起きれば、隣接自治体でなくとも住民は影響を受ける。このような隣接でなくても、影響が広範囲に及ぶ事業に対して、住民がどのように意見を述べることができるのか。「関係地域住民」の範囲を行政域を超えて設定されねばならない。

② 上流と下流の生活の違いによる意識の差

アセスの手続きでは方法書と準備書に対して住民や都道府県知事、市町村長は意見を述べることができる。

水質では上流と下流の生活の違いから意見が異なる。下流域の住民が地下水や伏流水を飲料水として使用したり、漁業を営んでいる場合など、上流域の生活と影響が異なる。

図5 環境影響評価の実施手順（兵庫県）



あるゴルフ場建設の計画では、上流域の住民からは意見書が提出されなかつたが、意見書を提出したのはすべて隣接下流域からであった。特に農薬と殺虫剤の使用量について、下流域に生活する住民の農薬の使用量増加に伴う心配を考え、農薬と殺虫剤の使用については量を極力控える配慮と水質監視体制の強化を求めていた。

人々が最も心配なのは飲料水である。「下流域での取水はないとしても、伏流水、地下水の利用がある。下流に位置する隣接町村では水道水源として地下水を利用しておらず、事業予定地から距離があるとしても下流で生命の基本である水源を無視できるものではない」と述べている。さらに「近畿の水がめ」として何万人もの生命を維持していることを基本に、最重要課題として水質管理に取り組むべきである、と述べている。

とにかく、生命の根源である水質の変化に敏感に反応を示すことは人間として当然のことであり、その水系の水を生活の糧として暮らしている多くの人は上流で農薬類を使用されることへの恐怖と、濁水流失、農薬・殺虫剤の使用による生態系への影響を心配している。

③ 住民参加の方法と意思決定過程での情報公開のあり方

アセスの制度は形式的には、住民は2回意見を述べるチャンスがある。意見書提出に当たっての“注意”として「意見書の提出を求める趣旨は、準備書の内容について環境保全の見地からの意見を、広汎に聴取することにより、対象事業が環境に充分配慮して計画され、環境悪化の未然防止に資することにあります。従って、利害関係上の意見やその事業に対する賛否を問うものではありません。」と書かれている。しかし、事業の前提となる経済的負担を含めた条件の是非を考え、他の選択の可能性がないかどうかを判断するための、フィードバックができるようにすべきである。(図5)

まず、アセスは事業そのものの是非を問うものではないという点で、開発が前提であるから小手先の修正で終わってしまう可能性がある。では次に、事業が実行されるなら実際に住民の意見を聞きながら具体的に専門家と事業主体が計画を作っていくなければ、地域の生活者の方が長年蓄積されてきた地域の情報があり、また直接影響を受け

るのは生活者である。必要な情報を必要な時期に公開することにより、意志決定に参加する必要がある。しかし、情報公開の条例では意思形成過程にあるものは非公開になっていて、意志決定への住民参加と代替え案の作成や選択の可能性を妨げている。

形式的な手続きでは情報が「縦覧」という形で公開され、「準備書に係る公告の日から、準備書の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日まで」に住民は意見を言わねばならない。生活者は日常は仕事があり、方法書や準備書を閲覧しに行くことが実際はむつかしい。住民の多くの人の目に留まり、情報が簡単に入手できるようにインターネットなど多様な情報提供の方法を考えねばならない。

4. まとめ

「環境影響評価法」が公布され、その結果どのようにこれまでのアセスと変わる可能性があるかを、アセスの実態から検討してきた。しかし事業に関するアセスについての制度として確立されたが、上記で述べてきたようにアセスには多くの限界がある。特にトータルな存在としての生活者の視点から見れば、次のような問題が残る。

まず第一に、事業経営上の継続的・経済的保障の可能性がアセスの範囲外であること。つまり工事が途中で中止され放置された場合の危険と修復のための税負担が起きること、また開発事業が長期間にわたる場合、事業の前提となっている社会経済条件の変化による事業の再評価が必要である。

第二に、アセスにかける申請の開発目的と実質の事業目的が異なると考えられる場合に、アセスではどのように対応するのか。

第三に、個別評価の集積は、事業全体の総合評価になるのか、という点である。「環境基準以下であれば許容範囲」という環境基準クリア型は基本的には変わらないだろうと考えられる。アセスは単体の個別の開発事業が対象であり、時系列による変化の概念や累積の概念は入っていない。

そのため、面積的な拡大、構造物の重層性、廃棄物（排出物）の蓄積による環境負荷の絶対量は大きくなる。そのため、広域的な土地利用計画や長期的な計画のなかで、時間概念と累積概念をいれた、開発事業の総量規制の考え方を入れる必要

があると考える。

第四に、数値で表しにくい項目の評価をどうするかという点である。評価項目の中の、「景観」の指標づくりが、価値観評価を含めた、金銭で表す方法の開発も必要である。また景観は、計画段階の評価と色彩や材質など実施設計の段階での評価の対応が考えられる。

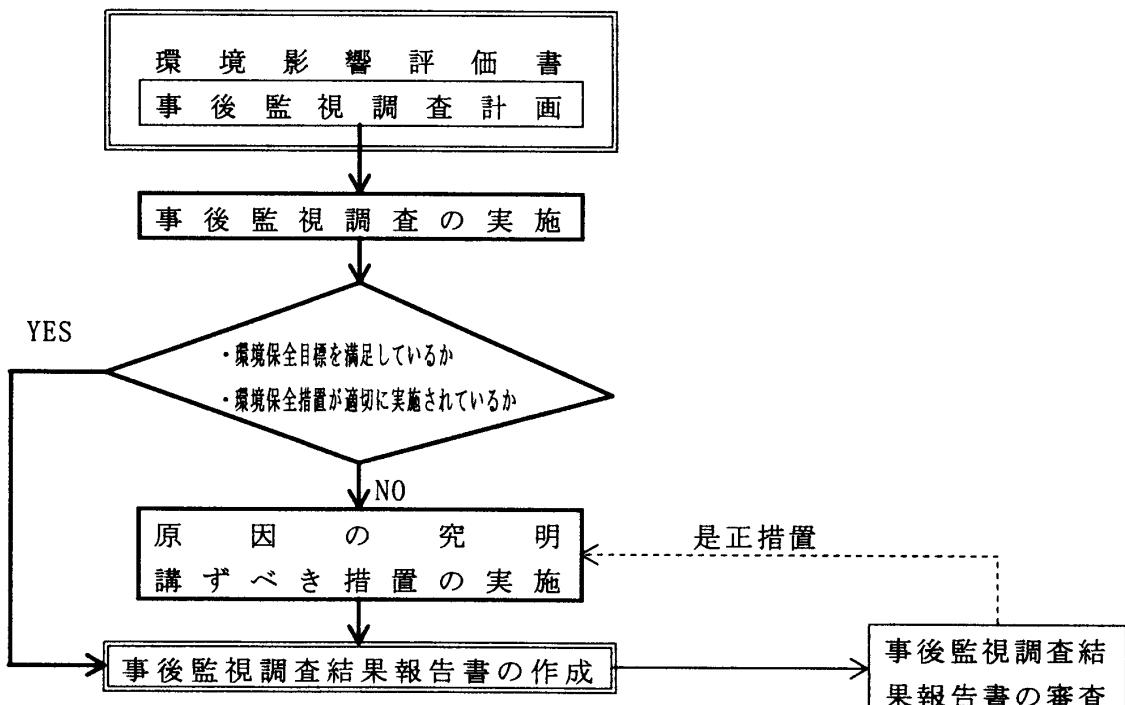
第五に、実際に行われているミティゲーションの方法と考え方は、狭義にとらえている。そのため回避・縮小・修復・維持・置換の手法を深めること¹¹⁾。また既に実行されたミティゲーションの方法と効果を検証することを始めなければならない。また、ミティゲーションの範囲を事業開発敷地内だけでなく、周辺も考えられる。

第六に、アセスに対して意見が見え、また選択可能な代替え案を考え、選択できるような「関係地域住民」の範囲の取り方は計画の段階に応じてフレキシブルにし、実質的に参加できる方法が創られなければならない。アセスへの形式上の参加から、住民参加のさまざまな手法をどの時期にどのように組み合わせるか、その時の参加する住民の範囲はどこまでか、情報はどこまでどのような

方法で公開するのかなど、住民参加のプログラムを創る必要がある¹²⁾。と同時に、実際に住民参加のプログラムを作成できる人材と、事業者と住民とともに時間をかけて住民参加プログラムを進行していくことができる、コーディネーターになる人材の養成が急がれ、具体的な養成方法を考えねばならない。

第七に、住民の不安などから協定が結ばれた場合や計画の進行に支障が考えられる場合など、完成後と何年か後に事後アセスメントの結果を公表すること（図6）、また今後、「実施計画」の段階ではなく、早期の段階で住民が参加でき、複数の計画案を選択ができるように計画アセスメントの制度の確立が急がれる。それは地域の生活者にとってだけでなく、公共事業における分野間や省庁間の調整により、効率的な事業をすることにもなり、結果的に税の負担を少なくすることにもつながる。また関係地域や日本だけでなく、地球レベルの「持続可能な開発」への具体的一步であると考える。

図6 事後監視調査の実施手順（兵庫県）



参考文献

- (1) 槙村久子 (1996) : 生活者の夢／環境・観光・健康という新3Kのこれから。水辺環境、環境技術VOL.25NO.12、環境技術研究会
- (2) (3) 環境庁 (1997) : 第140回国会「環境影響評価法案参考資料」
- (4) 環境庁 (1997) : 「環境影響評価法」、「官報」(平成9年6月13日付)
- (5) 寺田達志 (1997) : 環境アセスメントの今後の課題～アセス法の施行と戦略アセスへの取り組み、「環境影響評価法と自然環境アセスメント講演会資料」、環境技術研究会
- (6) 兵庫県 (1997) : 「環境影響評価条例」及び「環境影響評価条例関係規定集」
- (7) 大阪府 (1998) : 「大阪府環境影響評価条例」
- (8) 大阪市 (1998) : 「大阪市環境影響評価条例」
- (9) 滋賀県 (1998) : 「滋賀県環境影響評価条例」
- (10) 奈良県 (1998) : 「奈良県環境影響評価条例」
- (11) 島津康男 (1997) : 市民からの環境アセスメント (1)、環境技術VOL.26 NO.9、環境技術研究会
- (12) 中島重旗監修 (1998) : 住民参加マニュアル、カナダ環境アセスメント庁編、石風社